（その１）

収支報告書

秋田県選挙管理委員会 収受 30.5.29 S・01-A ・・ 第 号

【エラーチェック済】

平成29 年分
開催分）

（ふりがな） てらたまなぶこうえんかい

1 政治団体の名称 寺田学後援会

2 主たる事務所の所在地 秋田県秋田市八橋大畑2-3-1

（アパート・マンション名） ホワイトキューブ401

3 代表者の氏名 （姓）寺田 （名）学

4 会計責任者の氏名 （姓）寺田 （名）洋子

事務担当者の氏名 （姓）井川 （名）知雄

（電話） 018-896-1088

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
□ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）寺田 （名）学

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）寺田 （名）学
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

資68

(その2)

収　支　の　状　況

【エラーチェック済】

1　収支の総括表

収　入　総　額	29,088,933
（前年からの繰越額）	2,504,919
（本年の収入額）	26,584,014
支　出　総　額	7,997,009
翌年への繰越額	21,091,924

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	2,500
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	5

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	18,661,500	
（うち特定寄附）	18,000,000	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	7,920,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	26,581,500	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	26,581,500	

【エラーチェック済】

(その６)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	14	
	合　　計	14	

【エラーチェック済】

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	文野　晴彦	5,000	H29/1/16	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
2	文野　晴彦	5,000	H29/2/15	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
3	文野　晴彦	5,000	H29/3/16	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
4	文野　晴彦	5,000	H29/4/13	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
5	文野　晴彦	5,000	H29/5/16	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
6	文野　晴彦	5,000	H29/6/16	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
7	文野　晴彦	5,000	H29/7/14	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
8	文野　晴彦	5,000	H29/8/17	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
9	文野　晴彦	5,000	H29/9/15	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
10	文野　晴彦	5,000	H29/10/17	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
11	文野　晴彦	5,000	H29/11/15	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
12	文野　晴彦	5,000	H29/12/14	埼玉県川口市川口6-1-46	会社員	
13	(小計)	60,000				
14	石井　朋子	100,000	H29/9/20	秋田市手形山中町2-37	医師	
15	寺田　洋子	500,000	H29/10/26	秋田市手形山中町2-37	無職	
16	寺田　学	18,000,000	H29/10/31	秋田市御所野地蔵田5-22-13	衆議院議員	特定寄附
17						
	その他の寄附	1,500				
	合　　計	18,661,500				

【エラーチェック済】

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	民進党秋田県第１区総支部	120,000	H29/1/1	秋田市八橋大畑2-3-1	寺田学	事務所の無償提供
2	民進党秋田県第１区総支部	800,000	H29/9/15	秋田市八橋大畑2-3-1	寺田学	
3	民進党秋田県第１区総支部	1,000,000	H29/9/25	秋田市八橋大畑2-3-1	寺田学	
4	民進党秋田県第１区総支部	6,000,000	H29/10/2	秋田市八橋大畑2-3-1	寺田学	自動車の物品寄附
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	7,920,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	18,800		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	312,579		
(4) 事務所費	301,035		
小計	632,414	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,185,195		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	59,400	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	59,400		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	6,120,000		
小計	7,364,595	0	
合計	7,997,009		

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	受信料	13,015	H29/1/5	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
2	受信料	13,015	H29/7/5	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
3	ＰＣ代	228,744	H29/11/17	Apple Japan合同会社	東京都港区六本木6-10-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	57,805				
	合計	312,579				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	複合機リース代	20,304	H29/1/10	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
2	複合機リース代	20,304	H29/2/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
3	複合機リース代	20,304	H29/3/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
4	複合機リース代	20,304	H29/4/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
5	複合機リース代	20,304	H29/5/8	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
6	複合機リース代	20,304	H29/6/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
7	複合機リース代	20,304	H29/7/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
8	複合機リース代	20,304	H29/8/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
9	複合機リース代	20,304	H29/9/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
10	複合機リース代	20,304	H29/10/10	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
11	複合機リース代	20,304	H29/11/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
12	複合機リース代	20,304	H29/12/7	日立キャピタルＮＢＬ株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
13	政治資金監査報酬	54,000	H29/5/26	吉川税理士事務所	秋田市南通築地6-34	
14						
15						
	その他の支出	3,387				
	合計	301,035				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	会場利用料	14,664	H29/1/16	秋田市文化会館	秋田市山王7-3-1	
2	ハガキ代	15,184	H29/2/6	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	5,136				
	合計	34,984				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					会合費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	飲食代	10,800	H29/12/13	北大路赤坂茶寮	東京都千代田区永田町2-13-5	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	16,170				
	合計	26,970				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	宿泊代	22,000	H29/2/2	ホテル日航関西空港	大阪府泉佐野市泉州空港北1	
2	宿泊代	17,100	H29/2/3	札幌グランドホテル	北海道札幌市中央区北1西4	
3	タクシー代	11,450	H29/2/16	日本交通　池袋営業所	東京都豊島区東池袋3-1-1	
4	宿泊代	20,000	H29/4/16	ホテル阪急インターナショナル	大阪府大阪市北区茶屋町19-19	
5	航空券代	225,240	H29/6/23	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
6	宿泊代	94,171	H29/8/17	MARINA BAY Sands	10 Bayfront Avenue, Singapore	
7	駐車代	10,800	H29/8/22	東京国際空港ターミナル株式会社	東京都大田区羽田空港2-6-5	
8	宿泊代	13,650	H29/11/29	株式会社一休	東京都港区赤坂3-3-3	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	628,830				
	合計	1,043,241				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	会費	20,000	H29/2/7	連合秋田議員懇談会	秋田市中通6-7-36	
2	会費	20,000	H29/12/5	連合秋田議員懇談会	秋田市中通6-7-36	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	40,000				
	合計	80,000				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		４．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	ハガキ代	59,400	H29/11/30	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	59,400				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					金銭以外のものによる寄附相当分	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	金銭以外のものによる寄附相当分	120,000	H29/1/1	民進党秋田県第１区総支部	秋田市八橋大畑2-3-1	
2	金銭以外のものによる寄附相当分	6,000,000	H29/10/2	民進党秋田県第１区総支部	秋田市八橋大畑2-3-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	6,120,000				

(その17)

【エラーチェック済】

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	□	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

【エラーチェック済】

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	エ　取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	自動車	2,200,000	H29/10/2	
2	自動車	2,200,000	H29/10/2	
3	自動車	1,600,000	H29/10/2	
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

【エラーチェック済】

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　5月　7日

政治団体の名称　寺田学後援会

会計責任者の氏名　寺田　洋子　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成30年5月21日

寺田学後援会
代表　寺田学　殿

登録政治資金監査人　吉川裕太
登録番号　第３５７５号
研修終了年月日　平成２２年４月１６日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、寺田学後援会　代表　寺田学　の平成29年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、寺田学後援会　代表　寺田学の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

寺田学後援会 代表 寺田学と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、寺田学後援会 代表 寺田学と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上